

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。  
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 9月25日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	水素・酸素ポンプ建屋外壁取付け所内通話装置用スピーカーにおいて、スピーカーの架台に錆びによる破損(スピーカー脱落)が認められたため、当該架台を点検・修理。	GIII	
2	2号機	プロセス放射線モニター系原子炉一次格納容器高電導度廃液サンプ出口放射線モニターにおいて、指示不良(一時的な指示値変動)が認められたため、当該放射線モニターを点検・修理。	GIII	
3	3号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器(B)差圧計において、指示不良(計器カバーを指で打診すると指示値が上昇し、数秒後に下降する)が認められたため、当該計器を点検。	GIII	